E_{20} ＝ 0.01590
E_{21} ＝ 0.01684
E_{22} ＝ 0.01689
E_{23} ＝ 0.018
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.017
E_{28} ＝ 0.0131
E_{29} ＝ 0.0128
E_{30} ＝ 0.00063
$E_{令元}$＝ 0.00038
$E_{令2}$ ＝ 0.00064

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.018
G_{26} ＝ 0.017
G_{27} ＝ 0.017
G_{28} ＝ 0.0131
G_{29} ＝ 0.0128
G_{30} ＝ 0.00063
$G_{令元}$＝ 0.00038
$G_{令2}$ ＝ 0.00064

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令2}(B_n \times C_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独

E_{20} ＝ 0.01593
E_{21} ＝ 0.01686
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.013
E_{28} ＝ 0.0131
E_{29} ＝ 0.0007
E_{30} ＝ 0.00063
$E_{元}$＝ 0.00038

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.018
G_{26} ＝ 0.017
G_{27} ＝ 0.013
G_{28} ＝ 0.0131
G_{29} ＝ 0.0007
G_{30} ＝ 0.00063
$G_{元}$＝ 0.00038

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{元}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独